

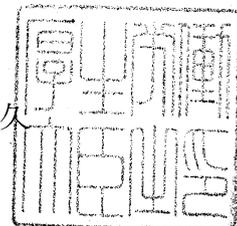
厚生労働省発職 0219 第 7 号

令和 3 年 2 月 19 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件案要綱

第一 職場適応措置等を実施する事業主に支給する障害者介助等助成金の額

一 雇用する労働者のうち、雇入れ後に職場適応措置が必要とされた障害者（以下この一において「措置対象者」という。）の休職期間中又は復職の日から三箇月以内に当該障害者に対する職場適応措置を実施する事業主であつて、当該措置に係る障害者を継続して雇用するものに対して支給する障害者介助等助成金の額は、措置対象者一人につき月額四万五千元（中小企業事業主にあつては月額六万円）（措置対象者一人につき十二箇月までの支給に限る。）とすることとする。

二 職場適応措置を講じた事業主であつて、継続して雇用している障害者に対し、職務転換後の職務遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を実施したものに対して支給する障害者介助等助成金の額は、当該職場適応措置を講ずる期間を六箇月ごとに区分した各期間（六箇月未満の期間を生じたときは、当該期間）における1から3までに掲げる事業主の区分に応じて、それぞれ1から3までに定める額とすることとする。

1 一の期間において当該研修に要した費用が五万円以上十万円未満の事業主 二万円（中小企業事業主にあつては、三万円）

2 一の期間において当該研修に要した費用が十万円以上二十万円未満の事業主 四万五千円（中小企業事業主にあつては、六万円）

3 一の期間において当該研修に要した費用が二十万円以上の事業主 九万円（中小企業事業主にあつては、十二万円）

## 第二 職場支援員の配置等を行った事業主に支給する障害者介助等助成金の額

一 雇用する障害者の雇入れ等の日から起算して六箇月を経過する日までの間において、職場支援員の配置又は委嘱を行った事業主に対して支給する障害者介助等助成金の額は、1及び2に掲げる額の合計額（職場支援員の配置又は委嘱に係る障害者一人につき二十四箇月（当該障害者が精神障害者である場合にあつては、三十六箇月）までの支給に限る。）とすることとする。

1 当該雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務が、職場支援員の配置により行われた場合にあつては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につき三万円（中小企業

事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額（企業在籍型職場適応援助者の援助を受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。）

2 当該雇用する障害者の業務の遂行に関する必要な援助又は指導の業務が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあつては、当該職場支援員の委嘱の回数に一万円を乗じて得た額（一月につき四万円を限度とする。）

二 職場支援員の配置又は委嘱に係る障害者が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における一の規定の適用については、一の1中「三万円（中小企業事業主にあつては、四万円）」とあるのは、「一万五千元（中小企業事業主にあつては、二万円）」とすることとする。

### 第三 その他

- 一 この告示は、令和三年四月一日から適用することとする。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこととする。